

タイトル：フローリング床の遮音性能を細則に規定したい

< 質問 >

現在、「専有部分の修繕等に関する細則」を検討中ですが、L 値を規定しようと考えております。遮音性能 L-40 等級以上あるいは L-45 等級以上、どの辺りが適当でしょうか。

< 回答 >

一般的に細則では「L-45 等級以上の遮音性能」という指定の管理組合が多い。

< 説明 >

マンションの床に関する遮音等級の数値（性能）についてのご質問ですが、

L-40（JIS 1 級）：気配は感じるが気にならない。

L-45（JIS 2 級）：スプーンを落とすとかすかに聞こえる。

となっているようです。（ただし L-40・45 とは軽量衝撃音に対する性能表示です。）

回答者が、以前行った規約改正の時には、使用細則に、L-45 等級以上でフローリングのリフォームをするよう決めました。

また、一般的に細則では「L-45 等級以上の遮音性能」という指定の管理組合が多いです。

性能だけを考えれば、L-40 等級が良いように思いますが、音の問題は個人差によって感じ方が違い、最高値の製品を使用してもまったく聞こえなくなる（感じなくなる）わけではありません。また、重量床衝撃音では、2 ランクぐらい大きく感じるとも言われています。以上のことを参考に、管理組合で判断してください。